

## 温泉成分等の掲示及び届出のしおり

### 1 温泉成分等の掲示（温泉法第18条）

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければなりません。

- 一 温泉の成分
- 二 禁忌症
- 三 入浴又は飲用上の注意
- 四 入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

\* 掲示は、原則として利用許可の単位ごとに行わなければなりません。

\* 掲示は、「登録分析機関」の行う温泉成分分析の結果及び保健所長の決定等に基づいて行います。

\* 掲示は、掲示届を提出し、掲示内容の審査を受けた後でなければできません。

#### （温泉法第18条第3項の規定（いわゆる再分析）について）

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、前回の温泉成分分析を受けた日から10年以内に、再度、温泉成分分析を受け、その結果通知を受けた日から起算して30日以内に、その結果に基づき、温泉成分等の掲示の内容を変更しなければなりません。

#### （1）掲示事項（環境省令第10条第1項）

- ①源泉名
- ②温泉の泉質
- ③源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- ④温泉の成分

\* 温泉の成分分析は、原則として利用許可の単位毎に行う必要があります。

\* 温泉の成分等の掲示は、利用施設における分析結果に基づき、施設内の見やすい場所に掲げて行ってください。ただし、湧出口と利用施設間の成分に差異がないと認められる場合は、湧出口における分析結果に基づき行うことで代えることができます。

\* 成分に差異があるかどうかの判断基準は、利用許可申請の場合と同じです。

- ⑤温泉の成分の分析年月日
- ⑥登録分析機関の名称及び登録番号
- ⑦浴用又は飲用の禁忌症
- ⑧浴用又は飲用の方法及び注意
- ⑨加水・加温・循環（ろ過を含む）・入浴剤・消毒に関する事項

## (2) 掲示場所（温泉法第18条第1項）

施設内の見やすい場所・・・浴用の場合は、更衣室（脱衣場）、浴室等  
飲用の場合は、利用者が実際に飲用する場所

## (3) 標準的掲示方法（次の①から④の全てを掲示する。）

- ①利用許可済票（保健所交付、第26号又は第27号様式）・・・原本を掲示
- ②温泉分析書（登録分析機関作成）・・・・・・・・・・・・・・・・・・写しを掲示  
\*禁忌症、適応症等を記載した温泉分析書別表は掲示しないことに注意。
- ③禁忌症、適応症、その他注意事項決定書（保健所交付）・・・写しを掲示
- ④加水、加温、循環（ろ過含む）等の説明書き（様式随意）・・・原本を掲示  
\*禁忌症、適応症、その他注意事項決定書・・・浴用は第3号-2-1様式  
飲用は第3号-2-2様式

## (4) 複数の浴室がある場合（同一利用許可に係る場合に限る。）の掲示方法

- ・保健所が交付した禁忌症・適応症その他注意事項決定書（以下「決定書」という。）及び温泉分析書を浴室の数だけ写しをとる。（原本は保管しておく。）
- ・利用許可済票、決定書及び温泉分析書の写し、加水・加温・循環（ろ過を含む）等の説明書きをそれぞれ浴室（又は更衣室）ごとに掲示する。
- ・温泉掲示届に添付するために、掲示した状態の写真を浴室（又は更衣室）ごとに撮っておく。

## 2 温泉成分等の掲示の届出（温泉法第18条第4項）

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、上記による掲示をし、又は掲示内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その内容を知事（保健所長に委任）に届け出なければなりません。

### (1) 利用許可と同時に温泉掲示届を提出する場合（新規及び代替掘削の場合など）

- ・届出は、温泉掲示届（第7号様式）により行う。（記載方法は次ページ）
- ・温泉掲示届には、記載事項の別紙として、温泉分析書（登録分析機関によるもの。）の写し及び禁忌症、適応症その他注意事項決定書（利用許可時に保健所から交付されたもの。浴用は第3号-2-1様式、飲用は第3号-2-2様式）の写しを添付する。
- ・掲示の適正を確認するために、次の①から④までを施設内に掲示した写真を添付して提出する。
  - ①利用許可済票
  - ②温泉分析書の写し

- ③禁忌症・適応症その他注意事項決定書書の写し
- ④加水・加温・循環（ろ過）等の説明書き
- ・複数の浴室を有する場合は、各浴室分の写真（写真の裏に浴室名を記入する。）を提出する。

**（２）利用許可後に温泉揭示届のみを提出する場合（１０年ごとの再分析の場合など）**

- ・保健所長は、新たな温泉分析書（再分析に係る分析書など）に基づいて、禁忌症・適応症その他注意事項を決定し、揭示の変更をしようとする者（再分析を行った者など）に決定書を交付する。
- ・その他の手続き及び様式等は、（１）の利用許可時と同じである。

**（３）提出部数 1部**

**（４）提出先・問い合わせ先**

保健所・保健部	担当課	連絡先	所管する地域
東部保健所	健康安全企画課	0977-67-2511	別府市、杵築市、日出町
東部保健所国東保健部	健康安全・衛生課	0978-72-1127	国東市、姫島村
中部保健所	健康安全企画課	0972-62-9171	臼杵市、津久見市
中部保健所由布保健部	健康安全・衛生課	097-582-0660	由布市
南部保健所	健康安全企画課	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	健康安全企画課	0974-22-0162	竹田市、豊後大野市
西部保健所	健康安全企画課	0973-23-3133	日田市、九重町、玖珠町
北部保健所	健康安全企画課	0979-22-2210	中津市、宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	健康安全・衛生課	0978-22-3165	豊後高田市
大分市保健所	衛生課	097-536-2854	大分市

※大分市の場合、温泉掘削（増掘）・動力装置・採取許可や採取権者変更に係る手続きは自然保護推進室にご相談下さい。また、利用許可に関する手続きは大分市保健所にご相談下さい。

## (参考)

### ◎温泉揭示届の記入方法

- ①温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所・・・所在地及び施設名
- ②源泉名・・・第3号-2-1又は第3号-2-2様式の源泉名
- ③源泉の泉質・・・第3号-2-1又は第3号-2-2様式様式の泉質
- ④公共の利用に供する場所における温泉の温度・・・使用位置の温度
- ⑤温泉成分の分析年月日・・・温泉分析書の下方に記載された通知年月日
- ⑥登録分析機関の名称・・・温泉分析書の下方に記載された分析した機関名
- ⑦登録分析機関の登録番号・・・温泉分析書の下方に記載された分析機関の登録番号
- ⑧加水及び理由・・・温泉を分析した状態のまま利用場所で提供する場合は「加水なし」。水を加えた場合は、その理由を明記する。又は「別紙のとおり」と記入し、施設で掲示している加水の説明書きを添付する。
- ⑨加温及び理由・・・温泉を分析した状態のまま利用場所で提供する場合は「加温なし」。温度を上げた場合は、その理由を明記する。又は、「別紙のとおり」と記入し、施設で掲示している加温の説明書きを添付する。
- ⑩循環（ろ過）及び理由・・・温泉を分析した状態のまま利用場所で提供する場合は、「循環（ろ過）なし」。一度使用した温泉を循環（ろ過）し、利用する場合は、その理由を明記する。又は、「別紙のとおり」と記入し、施設で掲示している循環（ろ過）の説明書きを添付する。
- ⑪入浴剤物質名称及び理由・・・温泉を分析した状態のまま利用場所で提供する場合は、「入浴剤物質なし」。入浴剤を使用している場合は、名称とその理由を明記する。又は、「別紙のとおり」と記入し、施設で掲示している入浴剤の説明書きを添付する。
- ⑫消毒処理方法及び理由・・・温泉を分析した状態のまま利用場所で提供する場合は、「消毒処理なし」。温泉水の消毒処理を行っている場合は、消毒方法とその理由を明記する。又は、「別紙のとおり」と記入し、施設で掲示している消毒処理の説明書きを添付する。
- ⑬「浴用又は飲用の禁忌症」以下の項目・・・項目ごとに「別紙のとおり」と記入する。